

○笠間市個人情報保護条例

(目的)

第1条 この条例は、個人情報の適正な取扱いの確保に関し必要な事項を定め、市の保有する個人情報の開示等を請求する権利を明らかにすることにより、個人の権利利益の保護を図るとともに、公正で信頼される市政の推進に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 実施機関 市長、議会、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、消防長、公営企業管理者及び地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき市の公の施設の管理を行わせる指定管理者のうち当該公の施設を利用する権利に関する処分の権限を有するものをいう。

(2) 個人情報 個人に関する情報であつて、特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。

ア 法人その他の団体に関する情報に含まれる当該法人その他の団体の役員に関する情報

イ 事業を営む個人の当該事業に関する情報

(3) 市民 市内に住所を有する者及び市内に住所を有しないが実施機関に個人情報を管理されている者をいう。

(4) 事業者 事業を営む法人その他の団体（国及び地方公共団体を除く。）及び事業を営む個人をいう。

(5) 公文書 職員が職務上作成し、又は取得した文書、図面及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）であつて、職員が組織的に用いるものとして、保有しているものをいう。

(実施機関の責務)

第3条 実施機関は、この条例の目的を達成するため、個人情報の適正な取扱いについて必要な措置を講ずるとともに、あらゆる施策を通じて個人情報の保護に努めなければならない。

2 実施機関の職員は、その職務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も、同様とする。

3 実施機関は、個人情報の取扱いに関する苦情については、迅速かつ適切に対応しなければならない。

(市民の責務)

第4条 市民は、個人情報の保護の重要性を認識し、この条例により保護された権利を正当に行使するとともに、他人の個人情報の取扱いに当たっては、その権利利益を侵害することのないよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、個人情報の保護の重要性を認識し、事業の遂行に当たって個人情報を取り扱うときは、個人の権利利益を侵害することのないよう必要な措置を講ずるとともに、実施機関の行う個人情報の保護に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(基本的制限)

第6条 実施機関は、個人情報の取扱いに当たっては、その所管する事務目的達成に必要なかつ最小限の範囲内で行わなければならない。

2 実施機関は、次に掲げる個人情報を取り扱ってはならない。ただし、法令又は条例若しくはこれに基づく規則（以下「法令等」という。）に定めがあるとき、又は個人情報取扱事務の目的を達成するために当該個人情報が必要かつ不可欠であるときは、この限りでない。

- (1) 思想、信条及び宗教に関する個人情報
- (2) 犯罪に関する個人情報
- (3) 社会的差別の原因となる事実に関する個人情報

3 前項ただし書の規定により、実施機関は、個人情報取扱事務の目的を達成するために当該個人情報が必要かつ不可欠であることを理由に個人情報を収集する場合において、必要があると認めるときは、別に条例で定める笠間市情報公開等審査会（以下「審査会」という。）の意見を聴くことができる。

（個人情報取扱事務の届出等）

第7条 実施機関は、個人情報取扱事務を新たに開始しようとするときは、あらかじめ次に掲げる事項を市長に届け出なければならない。

- (1) 個人情報の記録の名称
- (2) 個人情報を取り扱う事務の目的
- (3) 個人情報の対象者
- (4) 個人情報の記録の内容
- (5) 前各号に定めるもののほか、実施機関が定める事項

2 実施機関は、前項の規定により届出をした事務を変更し、又は廃止するときは、あらかじめその旨を市長に届け出なければならない。

3 前2項の規定にかかわらず、実施機関は、緊急かつやむを得ないときは、事務を開始し、又は変更した日以後において前2項の届出をすることができる。

4 市長は、前3項の規定による届出があったときは、届出事項について一般の閲覧に供しなければならない。

5 個人情報取扱事務の届出に関し、実施機関の職員又は職員であった者に係る事務（以下「実施機関の内部事務」という。）については、適用しない。

（収集の制限）

第8条 実施機関は、個人情報を収集するときは、収集目的を明らかにし、当該個人（以下「本人」という。）から直接収集しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合は、個人情報を本人以外の者から収集することができる。

- (1) 本人の同意があるとき。
- (2) 法令等に定めがあるとき。
- (3) 公にされているとき。
- (4) 人の生命、身体、健康又は財産を保護するため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。
- (5) 所在不明、心神喪失その他本人から収集することができない正当な理由があると認められるとき。

(6) 争訟, 選考, 指導, 相談等の事務を処理する場合であって, 本人から収集したのでは当該事務の目的を達成することができないと認められるとき, 又は事務の性質上本人から収集したのでは当該事務の適正な執行に支障が生ずると認められるとき。

(7) 国又は他の地方公共団体(以下「国等」という。)から収集することが事務の執行上やむを得ない場合であって, 当該本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められるとき。

(8) 前各号に定めるもののほか, 実施機関が, 審査会の意見を聴いて特に必要があると認めたとき。

3 法令等の規定により, 本人又はその代理人が申請行為その他これに類する行為を行った場合は, 第1項の規定による収集がなされたものとみなす。

(利用及び提供の制限)

第9条 実施機関は, 第7条第1項第2号に規定する目的の範囲を超えて個人情報, 当該実施機関の内部若しくは実施機関相互において利用(次項において「目的外利用」という。)し, 又は個人情報を実施機関以外のものに提供(次項において「外部提供」という。)してはならない。

2 前項の規定にかかわらず, 実施機関は, 次の各号のいずれかに該当する場合は, 目的外利用又は外部提供(以下「目的外利用等」という。)をすることができる。

(1) 本人の同意があるとき, 又は本人に提供するとき。

(2) 法令等に定めがあるとき。

(3) 公にされているとき。

(4) 人の生命, 身体, 健康又は財産を保護するため, 緊急かつやむを得ないと認められるとき。

(5) 実施機関の内部又は実施機関相互において, その所掌事務の遂行に必要な限度で利用する場合であって, 当該個人情報を利用することに相当の理由があると認められるとき。

(6) 国等に提供する場合であって, これらの機関の所掌する事務の遂行に必要不可欠であり, かつ, 当該個人情報を使用することにやむを得ない理由があると認められるとき。

(7) 専ら統計の作成又は学術研究の目的のために利用し, 又は提供する場合で, 個人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められるとき。

(8) 前各号に定めるもののほか, 実施機関が, 審査会の意見を聴いて特に必要があると認めたとき。

3 実施機関は, 目的外利用等をするときは, 本人及び第三者の権利利益を不当に侵害することがないようにしなければならない。

(結合の制限)

第10条 実施機関は, 個人情報を処理するため, 実施機関以外のものとの間において通信回線による電子計算機の結合を行ってはならない。ただし, 法令等に定めがあるとき, 又は公益上の必要があり, かつ, 相手方が個人情報の保護に関し必要な措置を講じている場合であって, 実施機関が, 審査会の意見を聴いて特に必要があると認めるときは, この限りでない。

(適正な管理)

第11条 実施機関は, 個人情報を取り扱う事務の目的を達成するために必要な範囲内で, 個人情報を正確かつ最新の状態に保つよう努めなければならない。

2 実施機関は, 個人情報の漏えい, 滅失, 損傷及び改ざんの防止その他個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

3 実施機関は、保有する必要がなくなった個人情報に正確に、かつ、速やかに廃棄し、又は消去しなければならない。ただし、歴史的又は文化的資料として保存されるものについては、この限りでない。

(開示を請求する権利)

第12条 市民は、実施機関が管理する自己の個人情報の閲覧及び写しの交付（以下「開示」という。）を請求することができる。

2 未成年者又は成年被後見人の法定代理人は、本人に代わって開示の請求をすることができる。

(開示請求の方法)

第13条 前条の規定に基づき、開示請求をしようとする者は、実施機関に対して、次に掲げる事項を記載した開示請求書を提出しなければならない。

(1) 氏名及び住所

(2) 開示請求をしようとする個人情報を特定するために必要な事項

(3) 前2号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項

2 開示請求をしようとする者は、実施機関に対して、自己が前条の規定による開示を請求することができる者であることを証明するために必要な書類で、実施機関が定めるものを提出し、又は提示しなければならない。

(開示請求に対する決定等)

第14条 実施機関は、前条第1項に規定する開示請求書を受理したときは、受理した日の翌日から起算して14日以内に、開示請求に係る個人情報を開示する旨又は開示しない旨の決定をしなければならない。

2 実施機関は、前項の決定をしたときは、開示請求をした者（以下「開示請求者」という。）に対して、速やかに書面により当該決定の内容を通知しなければならない。

3 第1項の規定にかかわらず、実施機関は、やむを得ない理由により同項に規定する期間内に決定をすることができないときは、前条に規定する請求書を受理した日の翌日から起算して30日を限度として、その期間を延長することができる。この場合において、実施機関は、速やかに当該延長の期間及び理由を書面により開示請求者に通知しなければならない。

4 実施機関は、第1項の規定により、開示請求に係る個人情報の全部又は一部について開示しない旨の決定をしたときは、第2項の規定による通知書にその理由を記載しなければならない。この場合において、期間の経過により当該開示請求に係る個人情報の全部又は一部について開示することができるようになることが明らかであるときは、当該通知書にその旨を併せて記載するものとする。

5 開示請求者は、実施機関が第1項に規定する期間（第3項の規定により、この期間が延長された場合にあっては、当該延長後の期間）内に、同項の規定による決定をしないときは、当該開示請求に係る個人情報を開示しない旨の決定があったものとみなすことができる。

6 実施機関は、第1項の規定による決定を行う場合において、当該決定に係る個人情報に開示請求者以外の者に関する情報が含まれているときは、あらかじめ当該開示請求者以外の者の意見を聴くことができる。

(開示の実施等)

第15条 実施機関は、前条第1項の規定により個人情報を開示する旨の決定をしたときは、速やかに開示請求者に当該個人情報を開示しなければならない。

2 前項の規定に基づく個人情報の開示は、前条第2項の規定による通知書により指定する日時及び場所に

において行うものとする。この場合において、第13条第2項の規定は、個人情報の開示を受ける者に準用する。

3 実施機関は、個人情報を開示する場合において、当該個人情報を汚損し、若しくは破損するおそれがあると認められるとき、又は第17条第1項の規定に基づく個人情報の開示をするとき、その他相当の理由があるときは、当該個人情報に代えてその写しにより開示することができる。

(開示しないことができる個人情報)

第16条 実施機関は、開示請求に係る個人情報が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該個人情報を開示しないことができる。

- (1) 法令等の定めるところにより、明らかに開示することができないとされているもの
- (2) 開示請求者以外の第三者に関する情報を含む場合であって、開示することにより、当該第三者の正当な権利利益を侵害するおそれがあるもの
- (3) 個人の指導、診断、評価、判定、選考等に関する個人情報であって、開示することにより、当該事務事業の公正又は適正な執行に支障を及ぼすおそれがあるもの
- (4) 捜査、取締り、調査、争訟等に関する個人情報であって、開示することにより、当該事務事業の目的を損ない、又は当該事務事業の公正又は適正な執行に支障を及ぼすおそれがあるもの
- (5) 国等との協議、協力、依頼等に基づいて実施機関が作成し、又は取得した個人情報であって、開示することにより、国等との協力関係又は信頼関係を損なうおそれがあるもの

(部分開示等)

第17条 実施機関は、開示請求に係る個人情報に前条各号のいずれかに該当する情報が記録されている場合において、その部分を容易に、かつ、当該請求の趣旨を損なわない程度に分離することができるときは、その部分を除いて当該個人情報の開示をしなければならない。

2 実施機関は、前条各号のいずれかに該当する個人情報であっても、期間の経過により開示しない理由がなくなったときは、速やかに当該個人情報を開示しなければならない。

(保有個人情報の存否に関する情報)

第17条の2 開示請求に対し、当該開示請求に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該保有個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

(訂正を請求する権利)

第18条 市民は、開示を受けた自己の個人情報に事実の誤りがあると認めるときは、実施機関に対して当該個人情報の訂正を請求することができる。

2 第12条第2項の規定は、訂正の請求について準用する。

(訂正請求の方法)

第19条 前条の規定により訂正請求をしようとする者は、実施機関に対して、次に掲げる事項を記載した訂正請求書を提出しなければならない。

- (1) 氏名及び住所
- (2) 訂正請求をしようとする個人情報を特定するために必要な事項
- (3) 訂正を求める内容

(4) 前3号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項

2 訂正請求をしようとする者は、実施機関に対して、訂正を求める内容が事実と合致することを証明する書類等を提出し、又は提示しなければならない。

3 第13条第2項の規定は、訂正の請求について準用する。

(訂正請求に対する決定等)

第20条 実施機関は、前条第1項に規定する訂正請求書を受理したときは、速やかに必要な調査を行い、当該訂正請求書を受理した日の翌日から起算して30日以内に、訂正請求に係る個人情報を訂正する旨又は訂正しない旨の決定をしなければならない。

2 実施機関は、前項の規定により訂正する旨の決定をしたときは、当該訂正請求に係る個人情報を訂正した上、訂正請求をした者（以下「訂正請求者」という。）に対して、速やかに書面によりその旨を通知しなければならない。

3 実施機関は、第1項の規定により個人情報の全部又は一部を訂正しない旨の決定をしたときは、訂正請求者に対して、速やかに書面によりその旨を通知しなければならない。

4 第14条第3項、第5項及び第6項の規定は、訂正請求に対する決定について準用する。この場合において、同条第3項中「30日」とあるのは、「60日」と読み替えるものとする。

(削除を請求する権利)

第21条 市民は、自己の個人情報について、第6条の規定による基本的制限に違反し、又は第8条第1項若しくは第2項の規定によらないで当該個人情報の収集をされたと認めるときは、実施機関に対して当該個人情報の削除を請求することができる。

2 第12条第2項、第19条及び前条の規定は、削除請求及びこれに対する決定について準用する。

(目的外利用等の中止を請求する権利)

第22条 市民は、自己の個人情報について、第9条第1項又は第2項の規定によらないで目的外利用等がされたと認めるときは、実施機関に対して当該個人情報の目的外利用等の中止を請求することができる。

2 第12条第2項、第19条及び第20条の規定は、目的外利用等の中止請求及びこれに対する決定について準用する。

(費用負担)

第23条 個人情報の開示請求、訂正請求、削除請求及び目的外利用等の中止請求（以下「開示請求等」という。）に要する費用は、無料とする。

2 この条例の規定に基づき個人情報の写しの交付を受ける者は、当該写しの作成に要する費用を負担しなければならない。

3 前項に規定する費用は、前納とする。

(不服申立てがあった場合の手続)

第24条 実施機関は、開示請求等に対する決定について、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）の規定に基づく不服申立てがあった場合は、当該不服申立てが不適法であるときを除き、遅滞なく審査会に諮問し、その答申を尊重して当該不服申立てに対する決定をしなければならない。

2 実施機関は、前項に規定する審査会の答申があったときは、当該答申があった日の翌日から起算して14日以内に、不服申立てに対する決定について理由を付し、不服申立人に通知しなければならない。この

場合において、通知書には、審査会の答申書の写しを添付するものとする。

(事務を委託する場合の措置)

第25条 実施機関は、個人情報取扱事務を外部に委託しようとするときは、その相手方に対し、当該個人情報の適正な管理について必要な措置を講じさせなければならない。

2 前項の規定により委託を受けた事務に従事している者又は従事していた者は、当該事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

(出資法人の講ずべき措置)

第26条 市が出資する法人で市長が定めるものは、個人情報の取扱いに関し、実施機関に準じた保護措置を講ずるものとする。

(国及び他の地方公共団体との協力)

第27条 市長は、個人に関する情報の保護を図るために必要があると認めるときは、国及び他の地方公共団体に対して協力を要請し、又は国及び他の地方公共団体の協力の要請に応ずるものとする。

(他の制度との調整)

第28条 この条例は、他の法令等の規定により自己に関する個人情報の開示、訂正、削除又は目的外利用等の中止に関する手続が定められている個人情報については適用しない。

2 この条例は、市民の利用に供することを目的として収集し、又は管理している図書、資料、刊行物等については適用しない。

(苦情処理)

第29条 実施機関は、実施機関の個人情報の取扱いに関する市民の苦情に迅速かつ適正に対応しなければならない。

2 市長は、事業者が行う個人情報の取扱いに関する苦情相談があったときは、迅速かつ適切に処理するものとする。

(個人情報検索資料の作成)

第30条 実施機関は、個人情報を検索するために必要な資料を作成し、所定の場所に備え付け、一般の閲覧に供するものとする。

(運用状況の公表)

第31条 実施機関は、毎年1回、この条例の運用状況について一般に公表しなければならない。

(委任)

第32条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第33条 実施機関の職員若しくは職員であった者又は実施機関から委託を受けて個人情報を取り扱う事務に従事している者若しくは従事していた者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された公文書であって、個人の氏名、生年月日その他の記述又は個人別に付された番号、記号その他の符号により当該個人を容易に検索し得る状態で体系的に個人情報を記載したもの(その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)を提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第34条 前条に規定する者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された公文書であって、同条に規定するもの以外のもの(その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)を提供

したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第35条 第33条に規定する者が、その事務に関して知り得た個人情報であつて公文書に記録されたものを、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第36条 実施機関の職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第37条 偽りその他不正の手段により、開示決定に基づく個人情報の開示を受けた者は、5万円以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成18年3月19日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、合併前の笠間市、友部町及び岩間町並びに脱退前の笠間地方広域事務組合及び解散前の友部・笠間広域下水道組合から承継された個人情報については、この条例の相当規定により収集されたものとみなす。

3 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までに、笠間市、友部町及び岩間町並びに脱退前の笠間地方広域事務組合及び解散前の友部・笠間広域下水道組合において行われていた個人情報の処理で、この条例の施行の際、実施機関が引き続き行うものは、この条例の相当規定により行ったものとみなす。

4 施行日の前日までに、合併前の笠間市個人情報保護条例（平成14年笠間市条例第25号）、友部町個人情報保護条例（平成12年友部町条例第31号）又は岩間町個人情報保護条例（平成17年岩間町条例第1号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

5 施行日の前日までにした行為に対する罰則の適用については、なお合併前の笠間市個人情報保護条例又は岩間町個人情報保護条例の例による。

附 則（平成19年条例第32号）

この条例は、公布の日から施行する。